

2018年9月28日(金曜日)

〔ファクスだより〕

『船員行政ニュース』 973 国土交通省海事局 船員政策課

「新規認定」船員労働災害防止優良事業者について

国土交通省では、船舶所有者などによる船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みを促進するため、一定の要件に該当する船舶所有者を評価する「船員労働災害防止優良事業者認定制度」を平成18年に創設しました。

▽平成30年度優良事業者の認定

本年度の船員災害防止モデル事業検討委員会において、認定要件を満たした、1級で5事業者、2級で9事業者を新たに認定しました。

認定要件

1級……①2級の認定を受けている事業者、②過去5年間継続して死亡および行方不明者がいない、③船員法などの法令違反がない、④災害・疾病が一定数以下

2級……①過去3年間継続して死亡および行方不明者がいない、②船員法などの法令違反がない、③災害・疾病が一定数以下

優良事業者に認定された事業者は、国土交通省などのホームページで公表され、交付される「優良事業者ステッカー」を事業所・船舶に掲示、求人票に記載することで、優良事業者である旨をPRすることができます。

事業者名	所在地
1級 (株)ササキ 藤建設(株) むつ小川原マリンサービス(株) ツネイシCバリユーズ(株) 宝国海運(株)	北海道稚内市 北海道稚内市 青森県上北郡 広島県福山市 熊本県上天草市
2級 羽幌沿海フェリー(株) (株)オーロラエンタープライズ (株)陸中たのはた (株)北瀬海運建設 (株)辰巳商會 太陽汽船(株) (有)相須海運 (有)岡田海運 黒潮海運(株)	北海道苫前郡 北海道苫小牧市 岩手県下閉伊郡 福井県羽生郡 大阪府大阪市港区 大阪府大阪市此花区 和歌山県和歌山市 高知県宿毛市 高知県高知市

また、新規に船員労働災害防止優良事業者に認定された1級および2級の各事業者は、3年間の認定期間が満了する際、引き続き認定要件を満たしていれば、更新申請を行うことで、認定期間が延長されます。なお、延長期間は1級は8年、2級は6年です。

引き続き認定を受けられるよう、船内において災害・疾病が発生しないように努力しましょう。

お問い合わせなどはこちらまで

国土交通省海事局 船員政策課労働環境対策室
TEL 03(5253)8652